

<注意事項>

保育料(副食費)は、児童と同一世帯、同一生計の父母の町民税によって7つの階層に分かれています。保育料(副食費)の算定については4月分から8月分については前年度町民税所得割額、9月分から翌年3月分までは当年度町民税所得割額で算定します。

※対象の年度の税申告がされていない場合は保育料及び副食費が上限額(第7階層)での算定となりますので確実に申告いただきますようお願いいたします。

※保育料(町基準額)は、国基準額に対し保育標準時間(11時間)の保育料は概ね7割、保育短時間(8時間)は概ね6割となるよう設定し軽減しています。

※特定教育・保育無償化に伴い3歳児から5歳児クラスが無償化となります。(0歳から2歳児クラスについては、非課税世帯が無償化の対象となります。)

※児童の年齢区分は、年度途中で入園された場合でも入園年度の4月2日現在の年齢によります。

※住民税所得割課税額を計算する場合、配当控除、外国税控除額、住宅取得控除等は適用されません。

※保育園に入園している児童がその世帯で第3子以降に該当する場合月額6,000円を上限として補助を予定しています。(国軽減制度により、既に保育料が軽減となっている場合を除く)該当児には例年9月～10月頃に申請書をお渡ししておりますので、ご記入の上、各園へご提出ください。

※父母以外の方(祖父母・兄弟・姉妹等)が住民税の算定上及び健康保険等において児童を扶養している場合はその方の所得割を合算して算定します。

※保育料を3ヶ月以上滞納した場合は督促、退園処分することとなります。また、保育料、町税等の滞納がある方は、次年度以降の入園申込を受け付けられない場合があります。

●年令制限について …年令制限「あり」の場合

その世帯の子どもがすべて保育園に在籍している場合に、第2子以降が多子軽減の対象となります。したがって小学生以上の子ども(世帯員)については多子軽減の対象に加えません。

例:長子が小学生、次子が保育園年長、三子が保育園年中の場合、次子が算定上の「第1子」、三子が「第2子」

●年令制限の撤廃について …年令制限「なし」の場合

小学生以上の子ども(世帯員)も含めて多子軽減の対象に加え、算定できます。

例:長子が小学生、次子が保育園年長、三子が保育園年中の場合、年令制限の撤廃後は長子が算定上の「第1子」、次子男が撤廃前は「第1子」として軽減対象でなかったものが「第2子」となり、半額の軽減、三子が撤廃前は「第2子」として半額軽減であったものが「第3子」となり、無償となります。

<保育料納付に関して>

- ・保育料の納付に関しては、口座振替及び納付書による直接納付の2通りがあります。口座振替については次の金融機関でのみ取り扱いとなります。
- ・八十二銀行、長野県信用組合、上田信用金庫、佐久浅間農業協同組合、ゆうちょ銀行各月の納期に納付が確認できない場合、園児が所属する各園の園長が代わって集金することになりますので予めご了承ください。